

よくある質問（事務局 HP より転載）※R4. 6. 23 現在

## 【A】業態転換等事業実施者（補助対象者）

### Q 1. どういった事業者が応募できるのか

以下の①及び②の要件を満たす者が該当になります。そのほか、詳細は公募要領をご確認ください。

①各都道府県における第三者認証制度の認証取得をしている飲食店（※1）であり、かつ、以下のいずれかの要件を満たす者であること。

ア 資本金5千万円以下又は従業員数が50人以下であること

イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満（※2）の法人であること

※1：食品衛生法第55条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている飲食店を営む者

※2：資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数が2,000人以下。

② 飲食事業における令和元年度（2019年度）と令和3年度（2021年度）の売上高を比較したときに、5%以上減少していること

※新型コロナウイルス感染症拡大以前（令和元年12月31日）以前から現在（申請時点）まで、飲食店としての事業活動を営んでおり、同年の決算期間において、最低3か月以上の営業実績がある事業者が対象となります。

※個人事業主の方は、12月31日が決算日となるため、3か月の営業期間を考慮すると、令和元年9月30日以前から営業活動を開始されていることが要件となります。

2020年3月末 決算の事業者 ⇒ 2020年1月～3月末まで営業していれば対象です。

2019年12月末 決算の事業者 ⇒ 2019年10月～12月末まで営業していれば対象です。

例) 決算日が3月末で、11月1日から開業 ⇒ 11月～翌3月まで4か月営業期間があるため対象となります。

決算日が12月末で、11月1日から開業 ⇒ 11月、12月しか営業期間がないため対象となりません。

なお、令和元年度（2019年度）の営業期間が1年に満たない場合は、令和3年度（2021年度）の業績比較も、令和元年度と同期間にて、業績の減少を比較・計算してください。

### Q 2. 個人事業主は応募できるのか

応募できます。

### Q 3. 第三者認証制度の認証を取得していない場合、応募できないのか

応募時点において、認証を未取得であっても、申請中であれば応募可能です。この場合、申請中であることが分かる書類（申請書のコピー）を提出していただきます。ただし、補助事業実施期間中に認証を取得されないと、補助金の交付ができない場合もあるので、ご注意ください。

**Q 4. 複数店舗を経営している場合、事業者単位で申請するのか、店舗単位で申請するのか事業者単位で申請してください。**

**Q 5. 他の補助事業を受けている事業者も応募できるのか**

内容が異なる他の補助事業であれば、応募可能です。

また、同一の計画であっても、他の補助事業に応募している段階（未採択の段階）の場合も応募可能です。ただし、同一の計画で複数の国や地方公共団体からの補助金を受けることはできないため、他の補助事業で採択された場合は、本事業の審査・採択の対象から除外されることがあります。

**Q 6. 持続化給付金・事業復活支援金の給付を受けている場合でも、本事業に応募することができるのか**

可能です。

同一事業で複数の国や地方公共団体からの補助金を受けることはできませんが、持続化給付金や復活支援金等の給付金は、事業継続を支援することを目的とした用途に制約のない資金であって、補助金ではありませんので、併用されることに制限はありません。

**Q 7. 令和3年度は、全面休業していたが、応募は可能か**

応募いただくことは可能ですが、事業が可能な状況にありながら、自らの事業判断により休業・営業時間の短縮をした結果、売上が減少した場合は、事業継続の意思が低いとして、事業目的（飲食店事業の継続及び飲食の需要喚起）に適っていないと評価される場合があります。

## **【B】共同事業者**

**Q 1. 共同事業者とは、どういった者が該当するのか**

コンサルタント、金融機関、中小企業診断士、機械・機器・システムの製造・販売業者、施設・設備の建設・施工業者、飲食関連サービス提供者及び資本関係のない他の飲食店等であって、業態転換等事業実施者と共同して業態転換等の取組を実施できる事業者となります。

**Q 2. サポートをしてくれる共同事業者をどうやって探せばいいのか。株式会社日本能率**

### 協会コンサルティングに紹介を頼むことができるのか

株式会社日本能率協会コンサルティングは、本事業の実施者として、公平性の観点から特定の個人を紹介したり、コンサルティングを行うことはできません。

ご自身で導入・利用を検討されている内容に応じ、キーワードでネットを検索ください。

・例えば、以下のようなキーワードです。

・ 中小企業診断士（協会）

→ 「一般社団法人 中小企業診断協会」

[https://www.j-smeca.jp/contents/004\\_goshoukai.html](https://www.j-smeca.jp/contents/004_goshoukai.html)

・ キャッシュレス（推進協議会）

→ 「一般社団法人 キャッシュレス推進協議会」

<https://area18.smp.ne.jp/area/table/32291/KhEKKJ/M?S=pftjm2lgkfrj>

・ 自販機

→ 「一般社団法人日本自動販売システム機械工業会」

<https://www.jvma.or.jp/>

・ 配膳ロボット

・ 食品冷凍

・ 飲食店 内装工事

・ 飲食店 厨房機器

・ 飲食店コンサルティング

### Q3. 共同事業者は、どのように事業に関与するのか

業態転換等事業実施者が申請する際、事業計画の策定を支援していただきます。また、補助事業実施期間中には、必要に応じて、事業の実施に対する専門的な観点からの助言やサポートを行っていただきます。

### Q4. 本事業の日本能率協会コンサルティング（JMAC）の役割は何か。共同事業者として依頼できるか

JMACは、業態転換等支援事業の補助金に関する事務局です。

客観的な立場で進めるため、本事業において応募資料作成の代行を行ったり、共同事業者として携わることはありません

### 【C】業態転換等

#### Q1. 業態転換等とは、どのような取り組みか。

業態転換等は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化した飲食店が、感染防止を図りながら実施する事業継続に係る取組となります。

例えば、以下のような取組が考えられます。

(現在扱っているメインの商品・サービスの内容を変える)

- ・ 感染症対策に留意して、お一人様向け業態に変える
- ・ テイクアウト・デリバリー用のメニューを開発する
- ・ 店舗内食材の在庫を有効活用するために、通販向け商品を開発する
- ・ 倉庫として利用している2階部分を改装して、リモートワーク可能なサブスクモデルのカフェスペースを設ける
- ・ お客様の少ない曜日を休業日とし、料理教室を開催する など

(感染症拡大防止対策)

- ・ イートインからテイクアウトに商品の提供方法を変えるため、受渡窓口を設置する
- ・ 自動販売機(冷蔵/冷凍)を導入し、従来の営業時間外にも商品を販売する
- ・ 店舗での人気商品をECサイトで全国に販売する宅配弁当を開発し、昼時に周辺の企業等へ配達する など

#### **【D】補助対象経費**

**Q1. 土地の取得や建物の購入、賃貸に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料は、補助対象になるのか。**

補助対象には該当しません。本事業における建物とは、減価償却資産の耐用年数等に関する省令における「建物」、「建物付属設備」の区分に該当するものです。詳細は公募要領をご確認ください

**Q2. 既存設備の単純な更新は、補助対象になるのか。**

単純な設備更新は、補助対象になりません。

**Q3. リース費用は、補助対象になるのか**

機械装置・システム構築費に該当する設備はリース費用の補助対象となります。ただし、補助対象となるのは、補助事業実施期間に要した経費に限ります。

**Q4. 車両の購入費は補助対象になるのか**

自動車等車両(事業所内や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く)の購入費・修理費・リース費・車検費用は補助対象になりません。ただし、車両に乗せる設備及びその設備の設置に必要な費用は補助の対象となり得ます。

**Q5. 機械設備の「設置」に係る費用は補助対象になるのか**

新たに取得する機械設備に限り、備付や運搬費用も含め補助対象になります。

**Q 6. 専門家派遣費には、日当、交通費、飲食・接待費、茶菓子代等が含まれるのか**  
日当、飲食・接待費、茶菓子代は対象外です。交通費は対象となります。

**Q 7. PC やタブレットは、補助対象となるのか**

補助対象にはなりません。ただし、リース・レンタルに関しては、補助事業実施期間内に要した経費に限り対象となります。

**Q 8. 必要な資格の取得に係る講座受講や資格試験受験料は、補助対象になるのか**

本事業の遂行のために必要な教育訓練や講座受講等に係る経費は研修費として、補助対象となります。資格試験に係る受験料は補助対象外です。

**Q 9. 求人広告に係る費用も広告宣伝・販売促進費に含まれるのか**

広告宣伝・販売促進費は、本事業で開発又は提供する製品・サービスに係る広告の作成や市場調査等に対して補助するものであり、求人広告は対象外です。

**Q 10. SNS ツール（フェイスブックやインスタグラム等）の Web 広告を活用した本事業の広告宣伝・販売促進は、対象になるのか**

補助対象になります。ただし、期間や費用は、補助事業実施期間内に広告が使用・掲載される分のみです。詳細は公募要領をご確認ください。

## **【E】スケジュール**

**Q 1. 採択はいつになるのか**

9月初旬を予定しています。

**Q 2. 本事業は、いつまでに完了させる必要があるのか**

本事業の完了日及び事業報告の提出期限は、2023年2月15日（月）となります。なお、事業完了日は、設備導入や工事の完了確認、支払い等を行った上、事務局に報告書が提出された日付となります。